平成２５年（フ）第１０９号
沖縄県沖縄市室川１丁目９番３―902号　室川市営住宅
債務者　久保　清美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４７５号
静岡市葵区瀬名５丁目７番51号
債務者　加藤　ふみ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８９７号
大阪市都島区都島北通２丁目19番27―403号
債務者　多田羅　隼
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６８号
大阪府大東市野崎３丁目９番21号
債務者　平田富士子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３７１号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　正垣　幸司
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５９号
東京都町田市忠生４丁目10番地８町田ロイヤルハイツ102
債務者　野土谷龍志
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６７号
さいたま市浦和区木崎５丁目３番８号
破産者　株式会社クローバー
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
東京都八王子市諏訪町365番地22
破産者　永大株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
さいたま市見沼区大字東宮下705番地の15
破産者　瀬尾組株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
茨城県土浦市烏山３丁目892番地
破産者　日本エコー株式会社
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
茨城県土浦市烏山４丁目1941番地30
破産者　高久　忠義
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９４４号
札幌市清田区北野１条２丁目８番２号
破産者　株式会社エクセルバス
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５９号
札幌市東区北24条東16丁目１番４号
破産者　株式会社ヴィサージュ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３２号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番52号
破産者　株式会社ウエハラ
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０６号
最後の住所仙台市青葉区大町２丁目15番24―907号、従前の住所仙台市青葉区作並字元木２番地の３
破産者　亡高島憲二相続財産
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
新潟県三条市北入蔵３丁目11番30号
破産者　有限会社ミツワ電子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４３号
新潟県三条市上大浦1109番地２
破産者　野崎　益夫
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８７０号
名古屋市守山区新守山603番地
破産者　有限会社協友
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９号
三重県四日市市楠町南五味塚785番地
破産者　東四工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係